

平成二十一年第三回垂井町議会臨時会

平成二十一年五月十四日（木曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理
二	番	吉	誠
三	番	木	秋
四	番	栗	利
五	番	奥	文
六	番	村	耕
七	番	末	政
八	番	岩	崎
九	番	丹	羽
十	番	小	林
十一	番	丹	羽
十二	番	衣	斐
十三	番	衣	斐
欠席議員	なし		

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川
副	町	西	哲
総	務	若	山
企	画	桐	山
調	整	山	浩
課	長	山	治
長		隆	史
君		史	君

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎
健	康	福	祉	課	長
小	川	孝	夫	君	
住	民	課	長	永	澤
永	澤	幸	男	君	
建	設	課	長	高	木
高	木	栄	太	郎	君
産	業	課	長	三	浦
三	浦	高	雄	君	
下	水	道	課	長	小
小	林	徹	雄	君	
会	計	管	理	者	兼
小	藪	鉄	男	君	
会	計	課	長	山	田
山	田	敏	郎	君	
消	防	主	任	古	山
古	山	則	雄	君	
水	道	課	長	渡	辺
渡	辺	眞	悟	君	
教	育	課	長	興	慈
興	慈	善	君		
学	校	教	育	課	長
乾					
生	涯	学	習	課	長
乾					
事	務	局	長	高	木
高	木	一	幸		
書					
久	保	田	陽	一	
書					
三	木	弘	子		

四 議事日程

平成二十一年第三回垂井町議会臨時会議事日程

開議 平成二十一年五月十四日（木）

午前九時

- 日程第一 報告第一号 専決処分の報告について
- 日程第二 議第三十三号 専決処分の承認について

日程第三 議第三十四号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

日程第四 議第三十五号 塵芥収集車の取得について

日程第五 議第三十六号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第一号）

日程第六 議第三十七号 監査委員の選任について

日程第七 常任委員会委員の選任

日程第八 議会運営委員会委員の選任

日程第九 農業委員会委員の推薦について

## 五 本日の会議に付した事件

日程第一 報告第一号 専決処分の報告について

日程第二 議第三十三号 専決処分の承認について

日程第三 議第三十四号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

日程第四 議第三十五号 塵芥収集車の取得について

日程第五 議第三十六号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第一号）

追加日程 議長辞職の件

追加日程 議長の選挙

追加日程 副議長辞職の件

追加日程 副議長の選挙

日程第六 議第三十七号 監査委員の選任について

日程第七 常任委員会委員の選任

日程第八 議会運営委員会委員の選任

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件  
日程第九 農業委員会委員の推薦について

## 六 会議の次第

議長（丹羽豊次君） これより平成二十一年第三回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時）

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日一日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、四番栗田利朗君、五番広瀬文典君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 報告第一号 専決処分の報告について

議長（丹羽豊次君） 日程第一、報告第一号専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 報告第一号専決処分の報告について御説明

を申し上げます。

去る平成二十一年三月三日、あいほら医院駐車場において発生しました町有自動車の接触事故につきまして、地方自治法第八十条第一項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、平成二十一年四月九日、これを専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により議会に報告するものでございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 報告第一号専決処分の報告についての補足説明をさせていただきます。

ただいま町長から説明申し上げましたとおり、去る三月三日午後零時二十五分、町有自動車 軽トラックでございますけれども、垂井町栗原千五百四十九番地のあいほら医院駐車場へ左折しようとして進入した際、道路左側に寄り過ぎまして、道路側溝の段差にはまりました。それによりまして、民地側に設置されておりました花壇ブロックに接触し、破損をさせたものでございます。

この事故についての過失割合は町側が十割でございます。花壇復旧に要します額二万八千三百五十円の全額を損害賠償するという内容で、四月七日、先方との間で示談が成立いたしました。当町の場合、地方自治法第八十条第一項の規定による町長の専決処分事項の指定により二十万円未満の自動車事故による損害賠償の額を定めることについては、議会の指定により専決処分ができ

るということから、四月九日に専決第二号をもって専決処分をいたしましたところでございます。

なお、今回の事故に係ります保険共済金は、財団法人全国自治協会から五月一日に入金をされ、同月十一日に示談内容によりまして復旧工事業者に対し直接支払いをさせていただいたところでございます。

また、今回の事故による町有軽トラックの修理には十七万七千六百六十円を要しましたが、前出の全国自治協会の車輛共済から全額給付を受けたところでございます。

このたびの事故につきましては、安全運転管理者としてまことに申しわけなく思っております。今後とも、交通事故防止、安全運転等につきまして、職員全員に対し注意を喚起してまいる所存でございますので、どうかよろしく御理解を賜りたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって報告を終わります。

日程第二 議第三十三号 専決処分の承認について

議長（丹羽豊次君） 日程第二、議第三十三号専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十三号専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が四月一日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第七十九条第一項の規定により、三月三十一日にこれを専決処分いたしましたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求めるところでございます。

細部につきましては税務課長及び住民課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 税務課長江崎徳夫君。

〔税務課長江崎徳夫君登壇〕

税務課長（江崎徳夫君） それでは、議第三十三号専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

ただいま提案説明もありましたように、地方税法等の一部を改正する法律が去る三月三十一日に公布され、原則として四月一日から施行されることとなりましたので、三月三十一日に、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分させていただいたところでございます。

今回の平成二十一年度の税制改正につきましては、現下の経済、財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、市町村民税では住宅ローン特別控除の創設、固定資産税については、平成二十一年度の評価がえに当たり、引き続き土地に係る負担調整の継続、金融証券税制関係では上場株式等の配当

及び譲渡益に係る軽減税率の延長などでございます。

それでは改正条例に入らせていただきますが、事務局の方で作成されました新旧対照表及び改正の主な概要もあわせてごらんいただければと思います。

初めにですけれども、第四十七条の二と三と五の関係では、公的年金からの特別徴収について、今回の改正で対象税額を公的年金に係る所得割額及び均等割額のみとし、公的年金以外の所得を加算できる規定を削除するもので、給与所得などに係る所得割額は普通徴収するものでございます。

次に五十六条の関係では、医療関係者の養成所の固定資産税に係る非課税措置の拡充で、非課税の設置主体として、社会医療法人、非営利型一般社団・財団法人及び社会福祉法人等を追加するものでございます。

次に五十八条の二では、救急医療等確保事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置の創設で、社会医療法人が緊急医療等確保事業を行う場合に、その事業の用に供する固定資産税を非課税とする措置を創設するものでございます。

次に附則関係に入ります。

初めに第六条の六関係では、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、税源移譲に伴う現行の住宅借入金等特別控除で納税通知書が発送された後に申告書が提出された場合の規定の廃止をするものでございます。対象は平成十一年から十八年までに入居したものでございます。

次に第六条の六の二の関係では、新住宅ローン特別控除の創設でありまして、平成二十一年から平成二十五年までに入居した者

について所得税から控除を引ききれなかった額を平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度の町民税から控除するものでございます。控除できる額は、所得税において控除し切れなかった額と所得税の課税所得金額に百分の五を乗じて得た額で、上限を九万七千五百円とし、小さい額を町民税から控除するものでございます。

二項では、申告書の提出は、給与支払報告書等について必要な改正を行い、不要とするものでございます。

次に第九条の二関係では、認定長期優良住宅に対する軽減措置の創設で、平成二十一年六月四日から平成二十二年三月三十一日までに新築された優良住宅については、新築から五年度分に限り、当該住宅の固定資産税額を二分の一減額するものでございます。

次に第十一条及び十二条関係では、平成二十一年度評価がえに伴い、宅地等に対する固定資産税の特例及び農地に対する固定資産税の特例において、二十年度の負担調整措置を二十三年度まで延長するものでございます。

次に第十五条の三関係では、上場株式の配当及び譲渡益に係る軽減税率は平成二十年十二月をもって廃止され、二十一年は本則税率二〇％に戻すということでしたが、二十三年度まで延長され、従来どおり税率は一〇％とされるものでございます。

次に十六条関係では、土地の長期譲渡所得に係る特別控除の創設で、平成二十一年及び二十二年間の二年に取得する土地等を五年間を超えて所有した上で譲渡した場合、その譲渡所得から一千万円を控除するという措置が講ぜられたものでございます。

次に第十六条の二関係では、優良住宅地の造成のための土地を

譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を二十六年まで延長するものでございます。

次に第十八条の六関係では、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例で、平成二十二年以降の各年度の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、翌年度の町民税において申告書を提出することにより配当所得金額から控除することができるものでございます。

第十八条の七につきましては、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例で、カバードワラントに対する課税方式を他の先物取引に係る雑所得の課税と同じくするものでございます。

続きまして附則でございます。この条例の施行期日は平成二十一年四月一日から施行するものでございます。ただし、一号の認定長期優良住宅に対する軽減措置の創設は二十一年六月四日から、二号の新住宅ローン借入金特別控除の適用及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例は平成二十二年一月一日から、三号の附則第六条の六第三項の給与支払報告についての必要な改正を行い申告書を必要とするもの及び優良住宅の造成のための土地等を譲渡した場合の長期所得に係る町民税の課税の特例は二十二年四月一日から、先物取引に係る個人の町民税の雑所得に係る課税の特例は二十三年一月一日からそれぞれ施行するものでございます。

以上、議第三十三号専決処分について補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 私の方からは住民課所管に係ります国民健康保険税の部分の、特に今回、法令の改正で金額が改正されました介護納付金の部分について補足説明をさせていただきますと存じます。

専決処分をさせていただきました垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の三枚目になると思いますが、そちらと、それから新旧対照表でございますが、こちら八ページから九ページの方をこちらにいただきたいと存じます。

御存じのように、国民健康保険税につきましては、一般の医療費分、それから昨年度から医療制度改革によりまして新たに創設されました後期高齢者支援金分、それから介護保険が創設されたときに賦課しております介護納付金分でございますが、こちらの介護納付金分につきましては、御存じのように、国民健康保険被保険者の皆様方の四十歳から六十四歳の方々に第二号被保険者の課税分として賦課しているものでございますが、今回、国民健康保険施行令の一部を改正する政令が平成二十一年度の四月一日から施行されますので、この中身につきましては、その限度額につきまして「九万円」を「十万円」に改めるといような内容で施行されたことに伴いまして、今回の条例改正に至ったわけでございます。

それでは条文について御説明をさせていただきます。

三ページ目でございますが、第百五十三条第四項中でございます。こちらは介護納付金の課税額の限度額を定めるものでございまして、施行令の改正に伴いまして限度額「九万円」を「十万

円」に改めるものでございます。

一行飛びまして第百七十五条でございますが、こちらにつきましては、国民健康保険税の減額措置について規定されているものでございますが、こちらにつきましても、介護納付金の限度額を定めた条文が入っておりますので、そちらの方につきましても、第一項中「九万円」を「十万円」に改めるものでございます。

それと、その中ほどにございます第百六十七条第一項中「第百七十三条第一項」を「第百七十五条」に改めるものにつきましては、これは国民健康保険税の、従来百七十三条であったものが特別徴収等の条文が挿入されたことによりまして、条例が繰り下がったことによりまして条例の整備でございますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

それと、この九万円を十万円に改めるものにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように、施行令の施行期日が四月一日ということでございますが、最後のページになります。附則によりまして、国民健康保険税に関する経過措置ということで第四条でございますが、新条例第百五十三条第四項及び第百七十五条の規定につきましては、平成二十一年度以降の年度分の国民健康保険税について適用させていただきますが、平成二十年度分までの国民健康保険税につきましては従前の例によるということで御理解をいただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、今回改正されました大きなポイントにつきまして補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 税務課関係の件ですが、本年度二十一年度の予算に対して補正の必要な改正があるかないか。この証券税関係があるのではないかなと思います。

それから救急医療等確保事業の用に供する固定資産税に係る非課税措置の創設ですが、これは、その医療施設に対してどの程度の非課税にするのか、例えば少しでもあれば全部非課税にするのか、その辺の判断をお聞きします。

議長（丹羽豊次君） 税務課長江崎徳夫君。

〔税務課長江崎徳夫君登壇〕

税務課長（江崎徳夫君） 六番議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、こういった改正に伴う予算で補正があるかということでございます。特に今回の補正は固定資産税の見直しということでございますけれども、これにつきましては、今、固定資産の課税標準を出して進めておるわけですが、その結果によって補正するかということで、まだ確定はしておりませんので、ここでは今判断はつきません。

それと、救急医療確保の件でございますけれども、そのどの程度の税額がということでございます。現在、この非課税の対象でございますけれども、対象とするのは社会医療法人でございます。この社会医療法人は医療法第四十四条の第二一項に規定する社会医療法人ということで、緊急医療とか災害医療、僻地医療で、

一定の要件を満たした医療機関が対象となるわけです。うちの方で調査しましたところ、ここにつきましては笠松町の松波総合病院、あそこが対象ということで、垂井町におきましては該当がございませんので、申し上げておきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（丹羽豊次君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 医療関係につきましては、対象があるかないかを聞いていたんではなくて、どの程度免税になるかということをお聞きしたかったわけであります。わからなければまた後日でも結構でございます。

それと固定資産税につきましては、一月一日にある、ない、それから見ておりますと二十二年四月と二十一年度とかということのような感じで、多分ないようには思いますが、証券税関係は二十一年度は二〇％に戻すことになっていたということと二〇％の予算を組んでおられたというふうに思いますが、それを今回の改正で平成二十一年四月一日施行で一〇％にすると。そうならば当然、これは補正の対象になってくるのではないかと。となると専決がおかしいのではないかと、そういうことを聞いておるわけです。

議長（丹羽豊次君） 税務課長江崎徳夫君。

〔税務課長江崎徳夫君登壇〕

税務課長（江崎徳夫君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この譲渡株式の配当の軽減税率に伴う町民税が減額になるかな

らないかと。これは、まず初めにですけれども、二十一年度から原則として二〇%ということが、二十三年度まで一応一〇%に延長されたということでございます。それに伴いましての町民税の減収につきましては、これも去年の確定申告、二十年分の確定申告のときに既に配当についての申告もされておるわけです。それについて町民税をことしかけるわけですから、その今作業をしております。一応、納税通知書の発送は六月の普通徴収ですけれども、十日ごろを検討しています。確定が、五月の末ぐらいに確定をいたします。その時点でまた判断したいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

〔発言する者あり〕

議長（丹羽豊次君） 税務課長江崎徳夫君。

〔税務課長江崎徳夫君登壇〕

税務課長（江崎徳夫君） どうも失礼いたしました。

予算については従来どおり一〇%で賦課してございます。よろしくお願ひします。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十三号専決処分の承認については、これを承認すること

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

暫時休憩いたします。（午前九時三十三分）

議長（丹羽豊次君） 再開いたします。（午前十時四十五分）

日程第三 議第三十四号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議長（丹羽豊次君） 日程第三、議第三十四号垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十四号垂井町税賦課徴収条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税を引き下げるものであります。

細部につきましては住民課長に補足説明をいたささせていただきますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 議第三十四号垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。



御存じのように、国民健康保険特別会計につきましては、この三月に一億五千万円の基金を積み立てさせていただきました。今後の収支状況につきましては余剰金につきまして三億八千万円ほど見込みを立ててきたわけでございます。こういった中で、今回、本会議に上程させていただきました垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税課税額のうち、国民健康保険の医療費給付費等に要します費用に充てるための基礎課税額の算出に係ります税率の引き下げをお願いするものでございます。

それでは改正条文について説明をさせていただきますが、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例、それと新旧対照表でございますが、こちら五十四ページからもあわせてごらんになっていただきたいと存じます。

垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例でございます。

垂井町税賦課徴収条例の一部を次のように改正するというものでございまして、第五十四条第一項でございまして、こちらにつきましましては、国民健康保険被保険者に係ります所得割額の税率の規定を定めている条文でございまして、税率を「百分の六・八」から「百分の五・五」に改めるものでございます。

次に第五十五条でございまして、こちらにつきましましては、被保険者に係ります資産割額の税率を規定しているものでございまして、「百分の三十」を「百分の二十六」に改めるものでございます。

第五十六条につきましましては、こちらは被保険者に係ります被保険者均等割額を規定している条文でございまして、「三万円」

を「二万八千六百元」に改めるものでございます。

それと、続きまして第五十七条でございまして、こちらにつきましましては特定世帯以外の方でございまして、こちらにつきましましては「三万円」を「二万二千六百元」に改めるものでございます。

それと、同条第二号中でございますが、こちらは特定世帯の方を規定しているところでございまして、「一万五千元」を「一万一千三百円」に改めるものでございますが、この特定世帯につきましましては、御存じのように、昨年度後期高齢者医療制度ができましたときに、いわゆる後期高齢者の方に移行された後、一人の世帯が残られた方を特定世帯というふうに概念規定をしております、そういったことで御理解をいただきたいと存じます。

それと、続きまして第七十五条でございまして、こちらは新旧対照表の方もごらんになっていただきますと非常にわかりやすいかと思えますが、こちらにつきましましては、国民健康保険税の減額について規定している条文でございまして、第一号につきましましては七割軽減、第二号は五割軽減、第三号につきましましては二割軽減をそれぞれ規定しているわけでございまして、今回の保険税率の引き下げの条例第五十四条から第五十七条までの改正に伴いまして、特定世帯以外の方、特定世帯の方、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、第一号でございまして、条例につきましましては公布の日から施行させていただきたい。

それと、第二項で経過措置でございまして、改正後の垂井町税賦課徴収条例の規定は、平成二十一年度以降の年度分の国民健康

保険税から適用させていただきまして、平成二十年度までの国民健康保険税については、なお従前の税率に従って算定をさせていただきますということで、御理解、御審議賜りたいと存じます。

以上、補足とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

十二番 広瀬康君。

〔広瀬康君登壇〕

十二番（広瀬康君） 所管の委員会ですけれども、あえて御質問と要望をしたいと思います。

十七、十八年でしたか、続けて二年連続して値上げをして、この厳しい個人生活の窮乏の中で大変厳しい状況だったんですけれども、前ので、岐阜県下一、最高の保険税だということも申し上げまして、ぜひ下げてほしいということを思ったんですが、今回、その要望もあって、十分精査された中で早急に減額をされることについては、大変よかったですというふうに思いますが、ただ、この状況が来年どうなるかという不安もあります。したがって、過去、十七、十八、十九、二十、今度二十一があります、最低、一つ要望なんですけど、五年ぐらいの経年の状況を、この先のことも含めてわかりやすく情報公開してもらいたいということが一つですね。

それから、もう一つ、これは質問なんですけど、応能と応益の問題ですけれども、政府は限りなく五〇％・五〇％というふうに言っているわけですが、そのことは低所得者にとっては大変負担になるわけですね。この問題を、四五％と五五％という枠がありま

して、そこへ限りなく近づけて、いわゆる応益を少なくするという状況をつくれぬのか、その辺の試算はしておられるのかどうか、そのことをぜひお願いしたいということ。

それから三つ目ですが、国民健康保険税の一人当たりの額がどれだけになるかということは、これは一人ひとりになりますとまた違いますけれども、でも町民にわかるように、わかりやすく、例えば十九年度に八万八千円だったのが今度七万五千円だけになるというような、そういうふうにわかりやすく説明といましようか、PRをしてもらうとありがたいと思いますが、その辺の三つのことをちょっと、質問とお願いと両方ですがお願いします。議長（丹羽豊次君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） 十二番議員の御質問にお答えをさせていただきますが、まず第一点目といたしましては、今後五年後の推移がどういうふうになるかという御質問でございましたが、これにつきましては、今年度、余剰金といたしましては一億七千万円ほど見込んでおるわけでございますが、ただこれも医療費の推移が今のところは安定して来ておりますので、今までの経過どおりにいくという推測は持っておりますけれども、ただ、今も豚インフルエンザとか、それから過去にスペインインフルエンザですか、相当お亡くなりになった方があるように今マスコミで出ておりますけれども、こういった突発的な部分が出てこない限りは、今のところ、余剰金といたしましては一千万円から二千万円の間で剰余金が、単年度収支でございますけれども推移していくのはなかるうかなというような推測をしております。ただ、これ、

五年間はどうかと言われますと、これもやはり五年後の医療制度の中身がどうなってくるかということも非常に難しい問題でございまして、ただ五年後の云々と言われますと非常に難しいかと思いますが、ここ数年後につきましては非常に安定的に経営がなされるのではなからうかというふうな推測をしております。

それと次に応能と応益の割合でございまして、低所得者の方に優しい負担になるようにという御質問でございましたが、この国民健康保険税につきましては、地方税法の七百三条の四で、四方式、なおかつそれぞれの方式につきましての負担割合を規定しております。議員が先ほど申されましたように、応益・応能の割合につきましては原則五〇％になるようにというふうなことでございまして、やはりそのあたりにつきましては国の柔軟な対応がございまして、四五％から五五％の範囲内で云々という、そういうような柔軟な対応もということになっておりますが、ただ、こちらは、ぎりぎりの線まで持ってまいりますとこの七割・五割・二割の軽減にひっかかるというふうな、そういったデメリットも出てまいりますので、こちらにつきましては、やはり基本的には応益・応能につきましては、地方税法で定めるように五〇％・五〇％に近い近似値をもって税率を割り出していきたいと考えております。

それと、一人当たりの額がどれぐらいになるかということや町民の皆様方に示してはどうかということですが、やはりこのあたりにつきましては、町民の皆様方も興味津々で思っているしやる方もたくさんいらっしゃると思いますので、またこちらにつきましては、今後この条例案がお認めいただければ、また広報等

でも紹介させていただきましても、そういった機会をとらえる中で、少しづつまたPRをさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、御質問にお答えをさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十四号垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第四 議第三十五号 塵芥収集車の取得について

議長（丹羽豊次君） 日程第四、議第三十五号塵芥収集車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

「町長中川満也君登壇」

町長（中川満也君） 議第三十五号塵芥収集車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

塵芥収集車につきまして、四月二十二日に指名競争入札を行ったところ、西脇三郎モーターズが落札し、九百四十二万四千九百円で取得いたしますので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び垂井町議決条例第三条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（丹羽豊次君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 議第三十五号塵芥収集車の取得についての補足説明をさせていただきます。

ただいま提案説明にもありましたように、塵芥収集車の購入につきまして、去る四月二十二日に入札を執行いたしました。お手元の資料、指名競争入札結果表をごらんいただきたいと思えます。

指名業者は、町内業者の有限会社ニュー不破モーターズ、西美濃農業協同組合、西脇三郎モーターズ及び近藤自動車販売株式会社、大垣市の株式会社西友自販、岐阜市の古川自動車株式会社、名古屋市のバン自動車株式会社の七社でございます。

入札結果は、三社が辞退となっております。一回目で入札額が予定価格に達しまして、かつ最低価格での入札者であります、垂井町栗原千五百十三番地の一、西脇三郎モーターズが八百九十八万円で落札者として決定をいたしましたところでございます。これに

非課税項目であります自動車重量税、自賠責保険、自動車リサイクル料金、検査登録手数料等を除いた額に消費税率を乗じて算出をさせていただきますました九百四十二万四千九百円で物件供給仮契約を締結し、取得しようとしているものでございます。

今回、取得予定価格七百万円以上の動産の買入れになりますので、このたび、本契約締結に必要となる議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議を賜りまして、この件、お願いをいたしたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十五号塵芥収集車の取得については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第五 議第三十六号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予

算（第一号）

議長（丹羽豊次君） 日程第五、議第三十六号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十六号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第一号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は一千二百九十三万六千円の追加で、予算総額は八十一億六千二百九十三万六千円となります。

補正いたしますものは、総務費では緊急雇用創出事業に係ります財源振りかえ措置をいたしました。

民生費では、保育所保育料金システム改修に係ります委託料の増額措置をいたしました。

農林水産業費では、緊急雇用創出事業に係ります財源振りかえ措置及び委託料の増額措置をいたしました。

商工費では、緊急雇用創出事業に係ります財源振りかえ措置及びプレミアム商品券発行補助金の増額措置をいたしました。

土木費では、緊急雇用創出事業に係ります委託料の増額措置をいたしました。

教育費では、緊急雇用創出事業に係ります共済費、賃金、需用費及び委託料の増額措置をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金及び繰入金の減額により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

げます。

議長（丹羽豊次君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま議第三十六号が上程されております。提案説明に対します補足説明をさせていただきますと思います。

まず、補正予算書の表紙をごらんいただきたいと思います。

こちらの方で、第一条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千二百九十三万六千円を追加するものでございまして、それぞれ歳入歳出予算の総額でございますが、八十一億六千二百九十三万六千円となるものでございます。

また第二項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、次のページ、二ページに計上させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは詳細に入らせていただきます。

まず歳出から御説明をいたします。六ページをお開きいただきたいと思えます。

款二総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございます。

こちらは、現計予算に計上いたしております賃金等につきましての財源振りかえでございます。一般財源から県の支出金の方に全額を振りかえさせていただくという形でございます。

それから、次、款三民生費、項二児童福祉費の目一児童福祉総務費でございます。こちらにつきましては、八十万四千円を補正させていただいて、二億六千三百五十七千円になるものでござ

いますが、保育所の保育料システム、これが二十一年度から改正になるということで、これの改修費用を見込んだものでございます。

次に、款六農林水産業費、項一農業費でございます。目一の農業委員会費で、こちらも財源の振りかえをお願いするものでございます。現計予算に計上いたしております農地基本台帳整備のうちの農業振興地域データエントリー、これを一般財源から県の支出金の方に振りかえるものでございます。

次に、款六農林水産業費、項二林業費、目二林業振興費でございます。こちらにつきましては緊急雇用の関係で、流木撤去事業委託料を見込むものでございます。これも全額県の支出金ということで、山林の谷川等にございます倒木、これが豪雨等によりまして流木になる。その後二次災害的な状態でもって下流で発生するのを未然に防いでいくというような目的で見込むものでございますので、よろしくお願いいたします。

款七商工費、項一商工費でございます。目二商工振興費で、補正額二百万円を見込ませていただくものと、あわせて、この目の中に現計予算で節十三委託料の企業誘致適地基礎調査業務五百万円を現計で組んでおりますけれども、これについての財源を振りかえる、一般財源から県の支出金ということでございます。こちらの方で二百万円を見込みましたのは、商工会主催で取り扱われます商品券が発行されます。この商品券につきましても、プレミアム分二百万円を補助しようとするものでございます。こちらは一般財源で対応させていただきます。

次に七ページでございます。一番上に関しましては項一商工費

の合計でございます。

次に、款八土木費、項四都市計画費、目五運動公園管理費でございます。こちらは、これも緊急雇用関係でございますけれども、補正額百五十万円を見込ませていただきます。それぞれ朝倉公園の清掃委託料、それから樹木等剪定事業委託料、合計百五十万円でございます。これも県支出金一〇〇%でございます。

次に、款十教育費、項二小学校費、目一学校管理費でございます。二百三十三万三千円を計上いたさせていただきます。これも緊急雇用関係で、学校施設の維持管理の委託料でございます。よろしくお願いいたします。

同じく、教育費の項三中学校費でございます。目一学校管理費で六十六万七千円を見込んでおります。これも緊急雇用関係で、学校施設の維持管理業務の委託でございます。

次に、同じく教育費、項五社会教育費の目四文化財保護費でございます。八十三万二千円の補正をお願いするものでございまして、この内訳は、節七の賃金と節十一の需用費でございます。いずれも緊急雇用の対象でございます。町が所蔵いたします民具の倉庫が岩手小学校の北側にございまして、その二階に保存をいたしておりますけれども、こちらの利活用を積極的に進める意味合いもございまして、台帳整理等、民具整理等を行っていくものでございます。

次のページをおめくりいただきまして、同じく教育費、項五社会教育費の目五文化施設費でございます。八十三万二千円の補正でございます。こちらも節七賃金七十五万六千円と節十一需用費七万六千円、こちらは普我記念館にございます収蔵資料等を整理

して、これも活用していくという目的でございます。こちらは賃金と需用費でそれぞれを見込ませていただきます。緊急雇用関係でございます。一〇〇%、県支出金をいただくものでございます。

次に、目十タルイピアセンター費でございます。百二十六万八千円でございます。こちら、タルイピアセンターの図書整理及び文献資料等の整理を行っていく目的で、こちらにつきましては共済費十二万三千円と賃金百六万六千円、それから需用費で七万九千円を見込ませていただいておりますけれども、こちらでは共済費を見込んでおります。これは週三十時間以上になるような雇用をしていきたいという形でもって、三十時間以上でございますと社会保険の加入義務が生じてきます。したがって、共済費の方で事業主負担分を計上させていただいたところでございます。

戻りますけれども、前のページの一番下の文化財保護費と八ページの文化施設費につきましては、週二十五時間ということでございますので、社会保険は加入義務がないということで、共済費は見込んでおりませんので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

それでは戻りまして、次に歳入の説明でございますが、五ページをお開きいただきたいと思っております。

款十四県支出金、項二県補助金でございます。目一総務費県補助金で、二百四十一万七千円を受け入れるものでございます。緊急雇用関係でございます。

次に目五農林水産業費県補助金、三百五十万円を見込むものでございます。これも緊急雇用関係で、内訳といたしましては、節

一の農業費県補助金及び節二の林業費県補助金、合計いたしまして三百五十万円でございます。

次に、目六商工費県補助金でございます。五百万円を見込むものでございます。

次に目七土木費県補助金、百五十万円を見込むものでございます。

次に目九教育費県補助金、五百九十三万二千元を見込むものでございます。これはいずれもすべて緊急雇用関係でございますので、よろしくお願いいたします。

次に、歳入歳出の均衡を図る意味合いから、歳出が補助金を下回るといふことで、今回、款十七繰入金、項二基金繰入金で、目一財政調整基金繰入金のうち五百四十一万三千円を減額させていただいて、三億二千九百二十六万三千円としたところでございまして、これによりまして歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

なお、三ページ、四ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を歳入歳出それぞれ記載をいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） まず、プレミアム商品券についてお伺いします。

当初、私どもが聞いておりましたのは、規模としては約一億円規模、それで垂井町も補助をする、商工会も負担する。なおかつ、その売り上げを上げた商店も負担するというふうな話を聞いておったんですが、この今回の予算を見ますと、総額二千二百万円のプレミアム商品券を発行し、二百万円がサービスであると。その二百万円すべて垂井町が負担するようになっておるんですが、いつからどのように話が変わったのか、その辺を詳しく御説明願いたいと思います。

その次に、この岐阜県西濃振興局長からいただいている緊急雇用の分ではありますが、まず緊急雇用という言葉でありますので、この予算が通れば速やかに執行していただきたいなと思うのですが、この二番目の、イベント前の朝倉公園内にて草刈り、清掃を行うと。これは当初予算にも入っておったと思うんですが、それでは緊急雇用にはならないかという観点からしまして、この十一件項目がありますが、県からどのような指導をいただいでこの予算をもらったのかと、垂井町ではこのそれぞれの事業に対していつからかかっていくかということをお尋ねいたします。以上です。

議長（丹羽豊次君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず、

まず、プレミアム商品券の件についてでございますが、今、一億円というお話がございましたけれども、私どもの方には当初からそういう話は全くありません。一億円という話はなくて、あ

くまでこの二千万円というものについての話があったというふうに理解をしております。

それで、当初お話をしておったのは、要するにそのプレミアム一〇%、一割分を、他市町村では負担割合がいるあるというふうな状況の中で、当町においてはどうかということは今検討しておるといような状況の中で、商工会等の要望もある中で、その二千万円の本体の部分の中に業者がやはり負担しておる部分もあると。そのプレミアム加算分については何とか見てもらえな

いだろうかというようなお話がある中で、今回、やはり雇用拡大といいますが、そういった需要を募るという中で、対象商店もたくさんにかく加盟を募ると。で、地元へ還元をしていくというふうなニュアンスも非常に強く出ておりましたので、今回に限って、やはりそういったことを考えて、このプレミアム分、一〇%につきましてはすべて補助をしますというお話を決めさせていただいたところでございます。ですから、まずその一億円については全くこちらは関知しておらない状況でありますし、当初、その負担分につきましても、業者の負担ということも考えたところでありますけれども、今回の特殊性ということも考えたときに、今回については町が負担をしますというようなお話の中で今回の補正の対応をさせていただいたところでございます。

なお、緊急雇用につきましても、担当の方からちょっと補足をさせていただきます。

議長（丹羽豊次君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 六番議員のお尋ねの緊急雇用の件でこ



ざいますが、議員おっしゃっていらつしやいます朝倉運動公園の清掃の関係でございます。この事業につきましては、議員おっしゃるとおり従来やっておるわけでございますが、この事業に乗っかるということ、イベントに特化することによってイベント前にということ、あえてそういう事業を特化することによってこの事業の、採択といいますが、内定がしてきたところでございます。御理解を願いたいと思います。

同じことは、剪定につきましてもこれに乗っかっているということでございます。よろしくお願いいたします。

もう一点おっしゃられました、緊急雇用であるからすぐに発注という御意見をいただいております。この中で、庁舎の営繕管理等につきましては、県の方の「Q&A」の中でも「臨時職員の雇用」の中で、この事業につきましては平成二十年十二月一日から採用している分についても対象とする考えであるということ、これについては既に交付決定をいただいで、該当させているところでございます。どちらにいたしましたも、今の事業は財源の振りかえになります、それに該当するということ、そのほかの事業につきましては、緊急雇用の事業の流れといたしまして、現在、内示をいただきました。今回、本日の予算議決をいただきまして、この後、町から県への補助金の交付申請、そして交付決定を受けてから、初めて施行決裁がとれるという段取りでございます。これらにつきまして、それぞれ事業計画に基づきまして早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（丹羽豊次君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） プレミアム商品券についてですが、二百万円、商品券に対して垂井町は全額補助するというふうな説明でありましたが、登録料で小売店で、二千円でしたかね、登録料。それから大型店は五万円ですか、というのを徴収して、その店しか使えないというふうな格好にするんですから、お金が浮いてくるんじゃないですかね。商工会と事業主というか、その辺、町長、どういふふうにご考えておられるのか。先ほどの資料にありましたけれども。

それから緊急雇用の問題ですが、これは麻生総理が一生懸命補正予算を苦勞して通された件だと思っておりますが、やはり麻生さんの気持ちも酌みまして、速やかに使って雇用につなげていただきたい。イベント前の朝倉公園といいますと、これは寸前でいつも十月末ぐらいにしか草刈りはやっておりませんが、こんなんで緊急雇用という意味の麻生さんの思いが、我々、岐阜県を通じて、通じていないんじゃないのか、気持ち。やはりこの項目を変えてでも、違う面でもお金を、雇用を速やかに創出していただきたいと、そういうふうな思います。これについて、今の後半につきましては、やはりこの県が認めたイベント前の朝倉ですから十月末にしか使わないのかどうか、その辺をお尋ねします。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 六番議員の再度のお尋ねでございます。最初にプレミアム商品券のお尋ねでございます。町の方がプレ

ミアム分二百万円を助成するというところでございますが、商工会自体、おっしゃられましたように登録料も徴収いたしますが、そのほか、新聞折り込みとか、あるいは加盟店の表示ポスター、またもろもろのPR等で経費もかかってまいります。概算の中で予算二千四百万円程度、商工会が組んでおります。そのうち二千万円が商品券の分でございますし、町が二百万円負担いたしますので、商工会自身で二百万円ほどの持ち出しは予定しているところでございます。

また、緊急雇用の朝倉の方でございますが、あくまでも十月のイベントに特化しておりますので、既存の事業の振りかえにはならないような形で名目上申請しております。また、これにつきましては、現在、事業計画の案の中ではシルバーに委託をしたいということ、改めて本日の議決をいただきまして、今後、広報等でシルバーの会員の募集を行う手はずになっております。これらにつきましても、新規雇用が四分の三ということで、既存のシルバーの会員では賄えないということで、あくまでも新規雇用、失業者等を募集するという形でございますので、御理解を願いたいと思います。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

五番 広瀬文典君。

〔広瀬文典君登壇〕

五番（広瀬文典君） 緊急雇用関連について、素朴な質問をさせていただきます。一応、緊急雇用対策ということで県の方から一千八百万円ほどの財源というのを振り分けております。単純に申

しまして、この緊急雇用対策によってどれだけの垂井町において雇用が生み出されるのか、その辺の、延べ人員にしてもよろしいですから、教えていただきたいと。

それと、先ほど聞きましたけれども、いわゆる既にしている事業にもその財源を振りかえられるということも話が出ましたけれども、本来の趣旨からいいますと、純粹に雇用増というふうで、それに対して、町民、住民のそういったいわゆる所得向上に少しでも寄与するのが本来だと思えますし、さらにもう一つお尋ねしたいのは、これ、いわゆる町内の住民等に限定という、そういった制限があるかどうかというところも含めてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

議長（丹羽豊次君） 産業課長三浦高雄君。

〔産業課長三浦高雄君登壇〕

産業課長（三浦高雄君） 五番議員のお尋ねの緊急雇用の関係でございます。

まず初めに、これらの事業に係ります新規雇用の人数、延べ人数等でございますが、この十一事業、すべて合わせまして、労働対象者としてしましては事業計画では三十七人、そのうち新規雇用は三十二人を予定いたしております。

また、財源の振りかえということでございますが、あくまでも今年度新規事業で上げた事業に対して財源振りかえが可能でございます。庁舎の営繕につきましてはまた別枠で示されている中で、さかのぼって対応ができるということでございます。

また、町内の住民に制限するかということでございますが、基本的にはそういう枠はございませんが、できる範囲で町内の方に

お願いをしていきたいという考えでございますが、外部委託の分  
がございますので、その点も御理解願いたいと思います。

議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十六号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第一号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。（午前十一時三十二分）

副議長（末政京子君） 再開いたします。（午前十一時三十四分）

ただいま議長丹羽豊次君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程

に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議長辞職の件

副議長（末政京子君） 議長辞職の件を議題といたします。

「丹羽豊次君退場」

職員に辞職願を朗読いたさせます。

書記（三木弘子君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第百八条の規定により許可されるようお願いいたします。平成二十一年五月十四日、垂井町議会副議長末政京子殿、垂井町議会議長丹羽豊次。

副議長（末政京子君） お諮りいたします。

丹羽豊次君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、丹羽豊次君の議長辞職を許可することに決定しました。

「丹羽豊次君入場着席」

ただいま議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。（午前十一時三十八分）

副議長（末政京子君） 再開いたします。（午前十一時五十分）

追加日程 議長の選挙

副議長（末政京子君） これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び副議長

に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。議席の番号一番から順次投票

願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第二十七条第二項の規定により、立会人に一番藤壇理君、十三番衣斐弘修君を指名いたします。

〔「議長、立候補しておりますので辞退させていただきます」と呼ぶ者あり〕

十二番広瀬康君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔副議長議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票、うち

有効投票 十一票

無効投票 一票

有効投票中

衣斐 弘修君 十一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって、衣斐弘修君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記議場を開鎖〕

ただいま議長に当選されました衣斐弘修君が議長に選ばれますので、本席から会議規則第二十八条第二項の規定による当選の告知をいたします。

それでは議長からあいさつがあります。衣斐弘修議長。

〔衣斐弘修君登壇〕

十三番（衣斐弘修君） 議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議長選挙におきまして議員各位の御支持をいただき当選させていただきました。まことに身に余る光栄であります。心より感謝申し上げます。私自身、十分な能力もなく、皆さんの期待に沿えるか不安ではありますが、誠心誠意、最善の努力をもってまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

我々議会といたしましては、いたずらに執行部と摩擦を起こすことは避けなければなりません、だからといって容易に妥協することも許されるものではないと思っております。多様化する住民のニーズにこたえるよう、執行部と議会が一体となって、垂井町発展と住民福祉の向上を目指して職責を全うする覚悟であります。どうか皆様方の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

副議長（末政京子君） 衣斐弘修議長、議長席におつき願います。

〔副議長末政京子君議長席をおり、議長衣斐弘修君議長席に着く〕

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。（午後零時五分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後零時六分）

ただいま副議長末政京子君から、副議長の辞職願が提出されま

した。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにしたいたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 副議長辞職の件

議長（衣斐弘修君） 副議長辞職の件を議題といたします。

〔末政京子君退場〕

職員に辞職願を朗読いたさせます。

書記（三木弘子君） 辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第百八条の規定により許可されるようお願いいたします。平成二十一年五月十四日、垂井町議会議長衣斐弘修殿、垂井町議会副議長末政京子。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

末政京子君の副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、末政京子君の副議長辞職を許可することに決定しました。

〔末政京子君入場着席〕

ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程

に追加し、選挙を行うことに決定しました。

暫時休憩いたします。（午後零時九分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後一時五十五分）

追加日程 副議長の選挙

議長（衣斐弘修君） これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記議場を閉鎖〕

ただいまの出席議員数は十二名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔書記投票用紙を配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔書記投票箱を点検、投票箱のふたを開け議員及び議長に示す〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより投票を開始いたします。議席の番号一から順次投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第二十七条第二項の規定により、立会人に二番吉野誠君、十一番小林敏美君を指名いたします。両君の立ち会いを求めます。

〔立会人登壇し、書記の開票事務に立ち会う〕

〔議長議長席において投票の点検を行う〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数十二票、うち

有効投票 十二票

無効投票 なし

有効投票中

広瀬 文典君 十二票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって、広瀬文典君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記議場を開鎖〕

ただいま副議長に当選されました広瀬文典君が議場におられますので、本席から会議規則第二十八条第二項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、副議長からあいさつがあります。

〔広瀬文典君登壇〕

五番（広瀬文典君） ただいまの選挙により副議長という重責に御指名いただきました。議員各位の御支援に深く感謝を申し上げます。

ただいまは責務の重大さに身の締まる思いでいっぱいでございます。新しい垂井町議会の幕あけと思っております。かくなる上は、議長を補佐し、垂井町発展のために、また議会の活性化のために一生懸命頑張りたいと思います。

若輩者でございます。議員各位の御指導、御鞭撻、さらなる御鞭撻をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。（午後二時十一分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後三時四十五分）

日程第六 議第三十七号 監査委員の選任について

議長（衣斐弘修君） 日程第六、議第三十七号監査委員の選任についてを議題といたします。

〔栗田利朗君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第三十七号監査委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

議員のうちから選任した監査委員広瀬康氏が五月一日をもって退職されたのに伴い、その後任として栗田利朗氏を選任いたしましたので、地方自治法第百九十六条第一項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第三十七号監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔栗田利朗君入場着席〕

日程第七 常任委員会委員の選任

議長（衣斐弘修君） 日程第七、常任委員会委員の選任を行います。  
お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第六条第一項の規定により

総務産業建設委員

藤墳 理君 栗田 利朗君

奥村 耕作君 末政 京子君

岩崎 秋夫君 衣斐 弘修

文教厚生委員

吉野 誠君 木村 千秋君

広瀬 文典君 丹羽 豊次君

小林 敏美君 広瀬 康君

以上のとおり指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。（午後三時四十九分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後三時五十分）

報告いたします。

休憩中に各常任委員会が開かれ、正副委員長の選挙が行われた

結果

総務産業建設委員長

藤墳 理君

同 副委員長

末政 京子君

文教厚生委員長

木村 千秋君

同 副委員長 広瀬 康君

以上の諸君が互選されましたので報告いたしておきます。

日程第八 議会運営委員会委員の選任

議長（衣斐弘修君） 日程第八、議会運営委員会委員の選任を行います。  
お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第六条第一

項の規定により、藤墳理君、木村千秋君、末政京子君、丹羽豊次君、広瀬康君を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。（午後三時五十一分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後三時五十二分）

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の選挙が行われた結果、委員長に末政京子君、副委員長に広瀬康君が互選されましたので報告いたしておきます。

暫時休憩いたします。（午後三時五十二分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午後三時五十三分）

ただいま議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続



調査の件について申し出がありました。

お諮りいたします。

この際、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることにいたしました。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

議長（衣斐弘修君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長からお手元に配付いたしましたとおり、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、現委員の任期中にわたり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第九 農業委員会委員の推薦について

議長（衣斐弘修君） 日程第九、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

「小林敏美君退場」

お諮りいたします。

本議会が推薦する農業委員会委員は一名とし、小林敏美君を推薦することにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本議会が推薦する農業委員会委員は一名とし、小林敏美君を推薦することに決定しました。

「小林敏美君入場着席」

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成二十一年第三回垂井町議会臨時会を閉会いたします。（午後三時五十六分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 丹羽豊次

新議長 衣斐弘修

副議長 末政京子

議員 栗田利朗

議員 広瀬文典